

2023年10月1日から インボイス制度が始まります！

インボイス発行事業者になるためには、
原則、**2023年3月31日**までに
登録申請が必要です！



【ポイント】

- インボイス制度とは、消費税に関する制度です。
- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も課税事業者になることでインボイス発行事業者になることができます。ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。

国税庁HPより抜粋

※ 免税事業者の皆様はこちらをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-174.pdf>



【課税事業者 or 免税事業者】

基準期間の「課税売上高」が1,000万円超 → **課税事業者**
基準期間の「課税売上高」が1,000万円以下 → **免税事業者**

どちらに該当するかご確認をお願いいたします！

【申請方法】

申請は2023年3月31日までに、書類に必要事項を記載して所轄の「インボイス登録センター」に送付するか、e-Taxを用いて提出する必要があります。

書類のダウンロードと記載事項の確認は、
国税庁の下記のページより行うことができます。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/annai/invoice_O1.htm



■インボイス制度についての一般的なご質問は、
軽減・インボイスコールセンターにて受け付けております！



フリーダイヤル 0120-205-553（無料）
9:00~17:00（土日祝除く）



1.インボイスとは？

インボイスとは「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

2.インボイス制度とは？

売手側と買手側でそれぞれやるべきことがあります！

インボイス制度とは、複数税率に対応した消費税の「仕入税額控除」の方式である「適格請求書等保存方式」のことを言います。

【売手側】

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（また交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

【買手側】

買手は**仕入税額控除**の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要になります。

3.仕入税額控除とは？

事業者が、預かった消費税（売上）から、支払った消費税（仕入れ・経費等）を差し引いて、最終的な納税を行うことを、仕入税額控除と言います。

ポイント

- ・仕入税額控除にはインボイスの保存が必要です！
- ・インボイスがなければ仕入税額控除ができません！



主な取引の流れ



■インボイス制度特設サイト（国税庁ホームページ）

インボイス制度のより詳しい情報、無料のオンライン説明会の開催案内、申請手続きに関することやQ&Aなどを掲載しています！

